

新型コロナウイルス感染症

年末年始も、基本的な感染対策の実践をお願いします

問合先 市役所健康推進課 (☎31-4524)

日常生活では

- 「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気を行いましょう
- 普段と異なる症状がある場合は、外出・出勤・登校・登園を控えましょう
- 混雑している場所や感染リスクの高い場所ではできる限り避けて行動しましょう
- 他の都府県への移動に際しては、基本的な対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えましょう
- 感染した場合に備え、解熱剤や少なくとも3日間程度の食料等を用意しましょう
- 救急外来および救急車の利用は、必要な場合に限りましょう



飲食の場面では

- 短時間、深酒せず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用しましょう
※特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底しましょう



ワクチン接種の検討を ～現在、市で行われている新型コロナワクチン～

6カ月～4歳の方	ファイザー社製6カ月～4歳用のワクチン (乳幼児用のワクチン) ・ 2回目接種は通常、1回目接種から3週間の間隔を空けて接種します ・ 3回目接種は通常、2回目接種から8週間の間隔を空けて接種します ※ 3回接種完了で初回免疫となります	
5～11歳の方	ファイザー社製5～11歳用のワクチン (小児用のワクチン) ・ 2回目接種は通常、1回目接種から3週間の間隔を空けて接種します ・ 3回目接種は通常、2回目接種から5カ月の間隔を空けて接種します	
12歳以上の方	1・2回目 (初回接種)	武田社製ワクチン (ノババックス)
	3回目以降 (追加接種)	武田社製ワクチン (ノババックス※18歳以上) ・ 追加接種は通常、前回の接種から6カ月の間隔を空けて1回接種します ファイザー社製ワクチン (BA. 4-5 対応型2価ワクチン) ・ 追加接種は通常、前回の接種から3カ月の間隔を空けて1回接種します



新型コロナワクチン接種に関するお知らせは、釧路市公式LINEから最新情報等を確認できます。ぜひご登録ください！



友だち追加はこちら



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、条件を満たす低所得の子育て世帯に対し、特別給付金児童1人当たり**6万円**を支給します(国5万円+道1万円)。

申請締切間近です。まだ給付金を受け取っておらず自分も対象かも？と思ったら、ご相談ください。

対象

●ひとり親世帯

- 次の①、②のどちらかに該当する世帯
- ① 公的年金給付等を受けているため、22 (令和4) 年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方

申請が必要です。下記問合先にご相談ください。
 ※22 (令和4) 年4月分の児童扶養手当を受給された方は、既に支給済です。
 ※所得限度額があります。



●ひとり親世帯以外

- 次の①、②のどちらかに該当する世帯
- 04 (平成16) 年4月2日生まれ以降 (特別児童扶養手当対象児童は20歳未満)、もしくは22 (令和4) 年4月～23 (令和5) 年2月生まれの児童を監護している世帯のうち次の条件を満たす世帯
- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、直近の収入が非課税水準に下がった世帯
 - ② 児童手当、特別児童扶養手当は受けていないが、非課税かつ児童を監護している世帯 (児童が高校生のみの方など)

申請が必要です。下記問合先にご相談ください。
 ※22 (令和4) 年4月分の児童手当や特別児童扶養手当を受給された非課税の方は、既に支給済です。
 ※釧路市に課税権がない場合、支給に時間がかかります。

申請期間 ～23 (令和5) 年2月28日(火) (必着) ※23 (令和5) 年2月出生の新生児は、23 (令和5) 年3月15日(水) (必着)
支払方法 申請書を受け付けた後、審査をした上で対象の方に随時振り込みます。
問合先 厚生労働省「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター (☎0120-400-903) 平日午前9時～午後6時
 市役所こども支援課 (☎31-4540) 平日午前8時50分～午後5時